

「社会福祉法人認可通知」に係るパブリックコメントについて

意見：局長通知別添1「社会福祉法人審査基準」の第2「法人の資産」、3（2）ただし書き部分について。

改正案において、一定の要件を満たす場合には未公開株を保有することを可能としているが、今以上に社会福祉法人の資産運用の幅を広げることには賛成できない。

理由：今回の改正では、社会福祉法人のガバナンスの強化・透明性の確保などが求められており、上記の項目については慎重に判断すべきである。

意見：課長通知別紙「社会福祉法人審査要領」の第3「法人の組織運営」、（1）の「社会福祉事業について識見を有する者」に、「社会福祉に関する事業を行う社会福祉士」を追加する。

理由：専門的資格を有して社会福祉事業に従事している者は、社会福祉事業について識見を有していると認められるため。

意見：（2）「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に、「相談支援事業を行う社会福祉士」を追加する。

理由：法人が行う事業の区域において専門的資格を有して相談支援事業を行っている者は、地域の要支援者の実情に最も通じているため。